

## 自動販売機設置場所賃貸借契約書

賃貸人 伊豆の国市を甲、賃借人 ○○○○(株)△△営業所 を乙とし、甲乙間において、自動販売機の設置場所の賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### (信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

### (貸付物件)

第2条 甲は、乙に対し、甲の所有する次に掲げる物件の一部を賃貸し、乙はこれを借り受けるものとする。

建物の名称	所在地	貸付面積	備考
伊豆の国歴史館いずしる	伊豆の国市四日町 800-1	1.75 m <sup>2</sup>	

### (使用の目的)

第3条 乙は、前条の物件（以下「貸付物件」という。）を飲料用自動販売機及び容器回収ボックス設置の用（以下「指定用途」という。）に供するために使用するものとする。

### (賃貸借期間等)

第4条 貸付物件の賃貸借（以下「本件賃貸借」という。）の期間は、令和8年5月1日から令和11年3月31日までとする。

2 本契約は、建物の貸付けについては借地借家法（平成3年法律第90号）第38条による定期建物賃貸借契約、土地の貸付け場合は民法（明治29年法律第89号）第601条による賃貸借契約であり、本件賃貸借期間満了時において更新をせず、本件賃貸借期間の延長も行わない。

3 甲は、本件賃貸借期間満了の1年前から6か月前までの間に、本件賃貸借期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知する。

### (貸付料)

第5条 貸付料の支払いは、次の各号のとおりとする。

(1) 乙は、自動販売機に係る貸付料について、年ごとに甲が発行する納入通知書により、当該納入通知書に記載された納入期限までに貸付人に納入しなければならない。ただし、これらの期限が伊豆の国市の休日を定める条例（平成17年伊豆の国市条例第2号）第1条第1項に定める市の休日であるときは、当該休日の前日をもってその期限とする。

(2) 甲は、第12条第1項第2号から第3号までに掲げる事由により契約を解除したときは、既納した貸付料を乙に返還しない。

年間の貸付金額	円
---------	---

(貸付料の納付方法)

第6条 乙は、当該年度中(4月1日から翌年3月31日まで なお、初年度は5月1日から翌年3月31日まで)における貸付料を6月30日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に支払うものとする。

2 振込手数料は乙の負担とする。

(指定用途に供すべき期間)

第7条 乙は、貸付物件を、賃貸借期間満了の日まで引き続き指定用途に供するために使用しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、又は貸付物件を第三者に転貸してはならない。

(使用上の制限)

第9条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件について現状を変更しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(実地調査等)

第10条 甲は、貸付物件について隨時実地を調査し、又は乙に所要の報告を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(経費の負担)

第11条 貸付物件を維持、保存、利用、改良その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 甲のほか、国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共の用に供するため、貸付物件を必要とするとき。
- (2) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 乙が、次のいずれかに該当したとき。

ア 伊豆の国市暴力団排除条例(平成24年条例第10号第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等(以下総称して「反社会的勢力」という)

イ 法人の代表者が反社会的勢力である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう)が反社会的勢力である者

- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員
- 2 乙は、前項第 1 号の規定により本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、甲にその補償を請求することができる。
- 3 甲は、第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により本契約を解除した場合において、乙に損失が生じても、その損失を補償しない。
- 4 乙は、第 1 項第 3 号の規定により本契約が解除された場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第 13 条 乙は、貸付期間の満了により本契約が終了する場合にあっては貸付期間満了前までに、本契約の解除その他の理由により本契約が終了する場合にあっては甲の指定する期日までに、乙の責任と負担において、貸付物件を通常の使用に伴い生じた損耗を除き、原状に回復して、甲に返還しなければならない。

- 2 乙が前項の義務を履行しないときは、甲は、これを原状に回復して乙にその費用を請求することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第 14 条 乙は、本契約が終了したときは、第 12 条第 2 項の規定による損失の補償の請求を除き、財産上の請求を一切行わないものとする。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸付料の不返還)

第 16 条 甲は、乙に対し、第 12 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる理由により本契約を解除したときは、既納の貸付料を返還しないものとする。

(貸付に係る諸条件等)

第 17 条 自動販売機の設置場所の賃貸借にあたっては、本契約に定めるもののほか、「令和 8 年度伊豆の国歴史館いづしる内自動販売機設置事業者募集要領」に定める諸条件を遵守すること。

(定めのない事項の処理)

第 18 条 本契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののか、甲乙協議の上処理するものとする。

上記の契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年4月 日

(甲) 伊豆の国市長岡 340 番 1 号  
伊豆の国市長 山下 正行 

(乙) 住所  
氏名 